

丹波県民局後援名義の使用承認及び県民局長賞の交付に関する要領

〔I〕 後援名義の使用承認について

- 1 局長は、管内の各種団体等が行う大会等の行事について、使用承認を行うものとする。
- 2 承認の基準は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 県施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
 - (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
 - (3) 住民一般を対象とするもの
 - (4) 当該団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
 - (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの
- 3 承認を受けようとする者は、事前に次の事項を記載した申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
 - (1) 行事の名称
 - (2) 行事の目的
 - (3) 行事の実施日時又は実施期間
 - (4) 行事の実施場所
 - (5) 行事の主催団体名
 - (6) その他必要な事項（他の後援依頼先、入場料、収支予算書、行事の実施責任者等）
- 4 承認の通知は、承認をした旨の通知書（様式第2号）を申請者あて送付する。
- 5 承認後に、行事が承認の基準に反することとなった場合には、当該承認を取り消すものとする。
- 6 承認を受けた者は、行事終了後、速やかに実施報告書（様式第3号）を提出する。
- 7 新規事業（後援実績のないもの）の場合は県民躍動室へ合議することとし、後援実績のあるものについては、特段の変更がない限り県民躍動室への合議は不要とする。

〔Ⅱ〕 県民局長賞の交付について

- 1 局長は、管内の各種団体等から申請があり、「後援名義の使用承認について」の承認基準に合致したものについて、県民局長賞を交付するものとする。
- 2 県民局長賞は賞状のみの交付とする。
- 3 新規事業（交付実績のないもの）の場合は県民躍動室へ合議することとし、交付実績のあるものについては、次のいずれかに該当する場合を除き県民躍動室への合議は不要とする。
 - ① 事業内容に大幅な変更がある場合
 - ② 賞状文案に変更がある場合
 - ③ 賞状授与内容等に変更がある場合

〔Ⅲ〕 その他

- 1 この要領に係る事務処理は、当該事業を所掌する部所（課又は担当）で行うこととする。
- 2 この要領により難い事項については、別途定めるものとする。

この要領は平成14年5月30日から施行する。

この要領は平成20年10月1日から施行する。

この要領は平成21年4月1日から施行する。

この要領は平成23年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は令和3年1月1日から施行する。

この要領は令和6年4月1日から施行する。